

茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音特定施設一覧（施行規則別表第9の1）

項番	特定施設の種類
1	金属加工機械 (1) 圧延機（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。） (2) 製管機械 (3) ベンディングマシン（ロール式で原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） (4) 液圧プレス（矯正プレスを除く。） (5) 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。） (6) せん断機（原動機の定格出力の合計が3.75キロワット以上のものに限る。） (7) 鍛造機 (8) ワイヤフォーマーマシン (9) ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式を除く。） (10) タンブラー (11) 切断機（と石を用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械 (1) コンクリートプラント（気泡コンクリートプラントを除き、混錬機の混錬容量が0.45立法メートル以上のものに限る。） (2) アスファルトプラント（混錬機の混錬重量が200キログラム以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
7	木材加工機械 (1) ドラムバーカー (2) チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） (3) 碎木機 (4) 帯のご盤（製材用では原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用では原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） (5) 丸のご盤（製材用では原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用では原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） (6) かな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上にものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

※9.8キロニュートン=1トン・294ニュートン=30トン

茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づく振動特定施設一覧（施行規則別表第9の1）

項番	特定施設の種類
1	金属加工機械 (1) 液圧プレス（矯正プレスを除く。） (2) 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。） (3) 鍛造機 (4) 動力切断機
2	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	建設用資材製造機械 コンクリートプラント（気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立法メートル以上のものに限る。）
4	木材加工機械 (1) ドラムバーカー (2) チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
5	鋳造型機（ジョルト式のものにに限る。）
6	建設又は建築の現場工場に用いるもの（同一の場所において引き続き30日以上作業する場合に限る。） (1) くい打機（動力を用いるものに限る。） (2) さく岩機